

in
丸亀市

きょうどうろうどう・ろうどうしゃきょうどうくみあいほう

協同労働 労働者 協同組合法 セミナー



令和5年

3.23 木

会場

丸亀市市民交流活動センター マルタス2階

住所：丸亀市大手町2丁目4番11号

時間

10:00-12:00

参加費

無料

(事前にお申込みください)

令和4年10月1日から「労働者協同組合法」が施行されました。

この法律は「協同労働」という働き方を基本原理とする新しい協同組合制度を創設するものです。

香川県では、この制度の周知と理解を図り、多様な就労機会の創出と持続可能な地域づくりの推進に努めるため、標記のセミナーを開催します。

本セミナーでは、「協同労働」という働き方と「労働者協同組合法」について、わかりやすく説明します。地域で介護、子育て、地域づくり等に関わっている個人・団体の皆様や、「労働者協同組合」に関心のあるNPO法人、企業組合の方々の参加をお待ちしております。

内容

【講義】

「労働者協同組合法について」

講師：酒井 厚行

日本労働者協同組合[ワーカーズコープ]連合会
センター事業団 四国開発本部 本部長

対象

- ▶ 「協同労働」に関心のある個人・団体
- ▶ 「労働者協同組合」に関心のあるNPO法人、企業組合

お願い



- 新型コロナウイルス感染症感染防止対策として
- マスク等の着用をお願いします。
 - 発熱のある方は入場できません。

労働者協同組合法とは



労働者協同組合法は、労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。労働者協同組合は、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事することを基本原理とする組織であり、地域のみんなで意見を出し合って、助け合いながら地域の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。

労働者協同組合により、介護、子育て、地域づくり関連など幅広い事業が行われることが考えられ、多様な事業分野で、新しい働き方を実現することができます。

協同労働とは

協同労働＝働く人が、出資をして組合員となり、それぞれの意見を反映させながら主体的に運営し、地域の多様な需要に応じながら、持続可能な地域社会づくりに向けて事業を行う働き方です。

「出資」「労働」「意見反映」を三位一体で組合員全員が担い合う協同組合です。

出資



- 出資をすることで経営への責任感をひとり一人がもつ

→“わたしのお金”から“みんなのお金”へ

意見反映



- 徹底した話し合い
- どんな事業計画をたてるか
- 給料は？経費は？

→方針はみんなで

労働



- よい仕事の追求
- ひとり一人の能力個性発揮
- 働く機会の創出

→主体性の発揮

主な事業分野



事業分野は基本的に自由に行うことができます（労働者派遣事業はできません）。具体的には、現在「協同労働」に取り組む団体では、高齢者介護事業、保育・学童保育などの子育て支援事業、農業や林業などの一次産業、住宅関連・清掃・管理など、地域において多様な需要に応じて事業を行っており、同様の事業が行われることが想定されます。

お申込み | ④いずれかの方法でお申し込みください。 **申込締切** 令和5年3月20日（月）



下記の参加申込書にご記入の上、問合せ先のFAX番号またはメールアドレス先まで送信をお願いします。



右記のQRコード、または下記アドレスから、申込みフォームへアクセスし必要事項を入力の上お申し込み下さい。
<https://forms.gle/zWs9nxKioQmWg5qcA>



協同労働・労働者協同組合法セミナー 参加申込書 FAX：089-968-1613

氏名		連絡先	E-mail：	@
所属			TEL：	FAX：

＜個人情報保護について＞ お申込みいただいた個人情報は、適正に管理し、セミナー開催目的以外での使用は一切いたしません。また、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意がない限り第三者には提供いたしません。

お問合せ

【申込みについて】

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

TEL：089-968-1612 FAX：089-968-1613

E-mail：shikoku@roukyou.gr.jp

【セミナーの内容について】

香川県労働政策課 TEL：087-832-3368

